

SAシーケンス訓練検査の実施条件について

令和2年12月16日

東京電力HD(株)

1. はじめに

掲題の件 当社はこれまで9月の面談以降、原子力規制庁殿とSAシーケンス訓練の内容及び準備状況についてご説明を行い、チーム検査について調整をさせていただいてきました。

これまで先行プラントの従前の使用前検査の時も含め、SA設備の運用開始・保安規定施行(=使用前確認終了)までに、当該の設備を使用する要員の力量や訓練の成立性を確認しておかなければならないということで、使用前確認の最初のホールドポイント(燃料装荷前)までには訓練を終了しておく必要があるとして、設備の工事終了時期以降(設備が現場に据えついている)で、使用前事業者検査が完了する前の時期を条件に調整を進めさせていただいてきました。

しかし12/4のSAシーケンス訓練の検査方針の説明会で、チーム検査を実施する条件として、訓練で使用する設備については3号使用前事業者検査(5号使用前検査)が完了していることという条件が示されました。

当社としては、前回提示させていただいた1月21日からのシーケンス訓練に向けて準備を整えていたところではありますが、最新の使用前事業者検査の完了予定日は2月まで継続するため、1月実施予定のシーケンス訓練の見直しが必要となっております。

2. 当社の解釈

訓練は要員の動線や移動時間・情報伝達、設備の操作時間などをシナリオに基づいて実施することで、最終的に目標時間内に達成できるかを確認し、是正につなげ有事に備えるものと考えております。

使用する設備が設計で要求した機能が担保されているかは設備側の使用前事業者検査で確認するものと考えており、訓練のチーム検査の必要条件としてはふさわしくないのではないかと考えております。

これまで当社は、福島事故以降、社員直営で消防車や電源車、代替熱交換器などの操作訓練を繰り返して実施しており、手順についても直営で作り上げており設備の取り扱いや接続口を理解していないといった状況にはないものと考えております。

3. まとめ

お考えとしてはあくまで3号使用前事業者検査完了が条件ということであれば、ガイド等へ反映の上、少なくとも適用時期について適切な猶予期間をいただきたい。また猶予をいただけない場合、再度検査日程について社内調整を実施させていただきたいと考えております。

以上